

農 林 業 ガ イ ド

[2024年度版] 【Ver. 1. 1版】

2024年 4 月

奥 州 市

目次

1 農地に関すること

○ 農業振興地域(農用地区域)について	1
○ 農地を貸したい、借りたい	3
○ 働きやすい農地にしたい(1) 基盤整備事業	5
○ 働きやすい農地にしたい(2) 小規模な基盤整備事業	8
○ 農地や水路、農道等の保安全管理をしたい 多面的機能支払交付金	10
○ 中山間地域の農地を維持したい 中山間地域等直接支払交付金	12
○ 環境にやさしい農業に取り組みたい 環境保全型農業直接支払交付金	14

2 担い手の育成・支援

○ 新たに農業を始めたい	17
○ 農業の経営継承を進めたい	18
○ 集落営農を活性化したい	19

3 農畜産物の生産振興、安定生産

○ 農業経営の収入減少に備え、経営を安定化したい(1) ナラシ対策	21
○ 農業経営の収入減少に備え、経営を安定化したい(2) 収入保険制度	22
○ 麦・大豆など畑作物を安定生産したい(1) ゲタ対策	23
○ 麦・大豆など畑作物を安定生産したい(2) 経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金	24
○ 野菜等を安定的に生産したい	25
○ 新たな園芸作物に挑戦したい	26
○ 「江刺りんご」の品質・生産量を向上させたい	27
○ 畜産経営を拡大したい	28
○ 優良な素牛を導入または自家保留したい	29
○ 牧野に牛を預けたい	30
○ 肉用羊を飼養したい	31

4 生産機械・施設の導入

○ 農業用機械等を導入したい(1) 強い農業づくり総合支援交付金・農地利用効率化等支援交付金 等	32
○ 農業用機械等を導入したい(2) 産地生産基盤パワーアップ事業	34
○ 農業用機械等を導入したい(3) 地域農業計画実践支援事業	35
○ 農業用機械等を導入したい(4) 農業者融資事業	37

5 鳥獣対策

○ 農作物を鳥獣被害から守りたい	38
------------------	----

6 林業

○ 木を伐採したい	40
○ 森林の土地を新たに取得した方へ	41
○ 地域の緑化につながる活動がしたい	42

奥州市【代表】電話番号 0197-24-2111 ※内線番号は各事業の問い合わせ先をご覧ください。

奥州市農林部【直通】電話番号(市外局番 0197)

■農政課

農政係	34-1582
農産係	34-1583
畜産係	34-1581
食農連携推進室	34-1587

■農地林務課

農村保全係	34-1764
農村整備係	34-1762
林政国調係	34-1763

■人・農地プラン推進室

34-2371

◎事業によっては予算の範囲内で採択させて頂く場合がありますのでご了承ください。

農業振興地域(農用地区域)について

○奥州農業振興地域整備計画(農用地利用計画)

Q. 農業振興地域の整備に関する法律とは？

「国土利用計画法」では、国土は現在及び将来に向けて国民にとって限られた資源であること、生活及び生産を通ずる諸活動に共通した基盤であると記し、全国、都道府県、市町村のそれぞれで公共の福祉及び均衡ある発展を考慮した土地利用計画を策定することとされています。

農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」といいます。)は、土地利用の中でも農業振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための法律です。

Q. 奥州市の農業振興地域は？

岩手県農業振興地域整備基本方針により、奥州市では、「都市計画法の用途地域または農用地として利用できない規模の大きな森林を除くすべての区域が農業振興地域」とされています。

Q. 農用地、農業用施設用地とは？

農振法第3条第1号から第4号までで一括して「農用地等」とされるものの定義がなされています。

そのうち以下の「農用地」及び「農業用施設用地」の2つが主なものです。

- 「農用地」＝耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは放牧の目的に供される土地。田、畑、果樹園など。
- 「農業用施設用地」＝耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(農産物集出荷施設や貯蔵施設、畜舎、堆肥舎、農機具保管施設など。)の設置を目的に供される土地。

Q. 農用地区域とは？

農業振興地域を有する市町村は「農業振興地域整備計画」を定めなければならないとされており、その農業振興地域整備計画の中で「農用地利用計画」を定めることとされています。

農用地利用計画では将来に渡って農用地等として利用する、または農用地等として利用することが適当な区域を「農用地区域」として用途を定めています。将来に渡る計画であるため、現在、農用地等として利用していなくても、農用地区域内の土地となっている場合があります。

Q. 農用地区域内の土地であることによる影響は？

農用地区域の土地であることにより直接的に補助や交付金などの対象になるわけではありませんが、以下のように、法律や要綱などで農用地区域内の土地であることを条件とした整備、補助、交付金事業が行われています。

中心経営体や認定農業者への農地集積や営農支援、農地の整備や保全に関する施策が主となっています。

- ほ場整備事業(農地基盤整備、区画整理、農道や用水路の整備など)
- 中山間地域等直接支払交付金

- 多面的機能支払交付金
- 農地中間管理事業における機構集積協力金
- 経営基盤強化促進法での農地売買の際の譲渡所得の特別控除、登録免許税や不動産取得税の軽減 等

Q. 農用地区域の開発制限、農用地区域からの除外とは？

農用地区域内にある土地は、その土地の所有者であっても、定められた用途以外に許可なく利用することはできません。農用地区域内の土地をその用途以外に利用したい場合はあらかじめ県の開発許可を受けるか、又は農用地区域から除外されることが必要となります。

まずは奥州市役所農政課または各総合支所地域支援グループへご相談ください。

Q. 土地を農用地区域に編入したい場合は？

編入したい土地の地番、編入したい理由を整理した上で、奥州市役所農政課、もしくは各総合支所地域支援グループへご相談ください。

Q. 用途変更をしたい場合は？

用途変更とは、農用地区域内で、その用途を変更する場合の手続きです。

主なものとして、農用地とされている土地に農業用施設を設置したい場合があげられます。その場合はあらかじめ農用地から農業用施設用地への用途変更申出が必要となります。

用途変更したい土地の地番、規模、施設設置の必要性(理由)、他に代替できる土地がないこと等を整理した上で、奥州市役所農政課または各総合支所地域支援グループへご相談ください。

【注意事項】

・農用地区域からの除外や農用地区域への編入、用途変更を行うには、市による農業振興地域整備計画の変更が必要です。

・農業振興地域整備計画の変更は、原則として概ね5年に一度の定期見直しで行うこととされています。

定期見直しではない時期に変更を行うことができるのは、市町村内において社会的、経済情勢の変動があった場合に限ることとされています。(この変更を「随時見直し」と言い、奥州市では、定期見直し以外の年は、毎年、随時見直しを行うこととしています。)

・除外／編入の決定には、申出から概ね9か月を要します。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

農政課 農政係 (電話 34-1582)

農地を貸したい、借りたい

○農地中間管理事業及び機構集積協力金

Q. 事業の目的は？

農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）が農地を借り入れ、意欲ある農家に貸し付けることにより、農地の有効利用や農業経営の効率化を支援することを目的とします。市では、機構から委託を受けてこの事業の業務を行っています。

また、農地中間管理事業を利用して農地の集積・集約を進めた地域が一定の条件を満たせば、機構集積協力金の交付対象となる場合があります。

Q. 対象者は？

1 農地中間管理事業

- (1) 農地を貸したい場合：農地をお持ちの方
- (2) 農地を借りたい場合：効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家の方

※手数料として賃借料の1%相当額を貸す方、借りる方の双方から機構が徴収します。

2 機構集積協力金

- (1) 地域集積協力金：地域内のまとまった農地を機構に貸し付け、担い手への農地集積を図る地域
- (2) 集約化奨励金：機構を活用して地域の農地の集約化（団地化）を図る地域

Q. 交付単価は？

機構集積協力金の交付単価は下記のとおりです。

（令和6年4月現在）

1 地域集積協力金

	機構の活用率(※1)		交付単価
	一般地域	中山間地域(※2)	
区分1	40%超50%以下		1.3万円/10a
区分2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a
区分5		80%超	3.4万円/10a

※1（機構への貸付面積）

÷（地域の農地面積）

※2 中山間地農業ルネッサンス事業の実施地域

2 集約化奨励金

	地域の団地面積の割合	交付単価
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a
区分2	20ポイント以上増加	3.0万円/10a
	団地面積の割合がすでに30%以上の地域は 1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	

Q. 具体的な内容は？

1 農地中間管理事業を利用した土地の貸付、借受方法

(1) 農地を貸したい場合

- ① 奥州市役所農政課または最寄りの総合支所地域支援グループ担当にご相談ください。
- ② 対象農地の確認や賃料等の調整を行った上で、機構と賃借契約を行います。
- ③ 市と機構が連携してマッチングを図り、借受け希望者に農地を貸し付けます。

(2) 農地を借りたい場合

- ① 奥州市役所農政課または最寄りの総合支所地域支援グループ担当にご相談ください。
- ② 市と機構が連携してマッチングを図り、借受け希望者に農地を案内します。
- ③ 賃料等の調整を行い、折り合いがつけば機構との賃借契約を結びます。

2 機構集積協力金の交付に関する主な要件等

(1) 地域集積協力金

- ・契約期間は、6年以上となること。
- ・交付対象面積の1割以上が、新たに担い手に集積される、または同一の耕作者が耕作する1ha以上の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること。
- ・交付単価が区分1の場合は、機構への貸付総面積に占める1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積が10%以上であること。

(2) 集約化奨励金

- ・契約期間は、6年以上となること。
- ・地域の農地面積に占める同一の担い手の1ha以上(中山間地域は0.5ha以上)の団地面積の割合が目標年度までに10%以上増加すること。
- ・既に担い手の1ha以上の団地面積の割合が30%以上の地域は、担い手の1団地当たりの平均農地面積が目標年度までに1.5倍以上となること。

※交付要件を満たさなくなった場合は交付された協力金・奨励金の返還が必要です。

3 注意事項

- ・耕作放棄地や紛争を抱えるなど、貸付困難と見られる土地については、借り受けないことがあります。
- ・記載内容は令和6年2月時点のものです。機構集積協力金の最新の内容については、問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

農政課 農政係（電話 34-1582）

働きやすい農地にしたい（1）

○基盤整備事業

Q. 事業の目的は？

地域の中心となる経営体の育成を図るため、農地中間管理機構（以下「機構」といいます。）と連携を強化し、ほ場の大区画化や排水改良などの生産基盤の整備と農地中間管理権の設定等による担い手への農地利用集積を一体的に推進します。

【事業内容】

事業名	内 容
①大規模なほ場整備 「経営体育成基盤整備事業」 ●事業対象農地（受益面積） 20ha以上（中山間地域10ha以上）	当市が今後直面する本格的な人口減少社会において、担い手の高齢化と労働力不足が課題としてあります。その対策として、営農の効率化と生産コストの低減を進めながら担い手を育成し、「強い農業」の構築を図るため、県営事業によりほ場の大区画化及び農道・用排水路の整備を行うものです。当事業には、担い手に農地を集積するとともに、農地を集約化することにより促進費が交付される促進費制度があります。交付を受けるためには、担い手に85%以上の集積を図りつつ、集積した農地の80%を集約化(団地化)する必要があります。地元で作成する営農計画に基づき、地域特性を活かした農業と活力ある農村づくりを支援します。
②コンパクトなほ場整備 「農地中間管理機構関連農地整備事業」 ●事業対象農地（受益面積） 10ha以上（中山間地域5ha以上）	県が実施する基盤整備事業の新事業として平成30年に創設されました。当事業の概要は、農地中間管理機構が借り入れている農地について農業者からの申請によらず、県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業が実施できる制度であります。当事業の採択要件は、既存事業である経営体育成基盤整備事業より小規模面積で実施可能であります。事業対象農地の全てについて、中間管理権を設定(設定期間15年間以上)していただく必要があります。加えて担い手の経営安定を図るため、事業完了後5年以内に事業対象農地の8割以上を担い手に集団化し、収益性向上も20%以上と既存事業に比べて高いものとなっています。
③地形条件に合わせたほ場整備 「農地耕作条件改善事業」	本事業は、農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備などを行う事業(※地域内農地集積型)に対して1地区当たり300万円を上限に定額又は定率助成(県を經由して国庫補助金を事業主体に交付する間接補助)を交付する事業であり、当市の実績は改良区が主体となって行っています。実施要件は、①総事業費200万円以上②受益者数2者以上③農振農用地のうち本事業の実施により農地中間管理事業の重点実施区域に指定される区域④農地中間管理機構との連携概要の策定(中間管理権の設定等)となります。※参考 地域内農地集積型のほかに高収益作物転換型、農地集積推進型(県営)があります。今後も県及び土地改良区等と連携し、耕作条件の改善を支援します。

Q. 対象者は？

農業者・農業者団体など事業に同意する方

Q. 負担割合は？

① 経営体育成基盤整備事業

国50%(中山間地域55%):県30%:市10%:地元10%(中山間地域5%)

② 農地中間管理機構関連農地整備事業

国50%(中山間地域55%):県27.5%:市10%:地元12.5%(中山間地域7.5%)地元負担については推進費として国が全額負担

③ 農地耕作条件改善事業

定額又は定率助成

Q. 「経営体育成基盤整備事業」補助を受けるための要件は？

受益面積が20ha以上(中山間地域は10ha以上)、かつ、30a以上(中山間地域は20a以上)の区画が2/3以上で、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たすこと。

(1) 工事完了時に担い手への集積率が増加すること。	
採択時の集積率	完了時の集積率
40%未満	50%以上
40%以上、50%未満	10ポイント以上の増加
50%以上、55%未満	60%以上
55%以上、90%未満	5ポイント以上の増加
90%以上、95%未満	95%以上になること
95%以上	シェア引上げ

(2) 工事完了時に担い手の農地集約化率（1ha以上団地）が増加すること。	
採択時の農地集約率	完了時の農地集約率
23%未満	30%以上
23%以上、35%未満	7ポイント以上の増加
35%以上、38.5%未満	42%以上
38.5%以上、63%未満	3.5ポイント以上の増加
63%以上、66.5%未満	66.5%以上
66.5%以上	シェア引上げ

(3) 工事完了時に受益面積に占める農業生産法人の集積面積が50%以上となるとともに下記のどちらかの要件を満たすこと。	
(農業生産法人が存在しない地区)	
工事完了時に農業生産法人(経営所得安定対策加入者)が設立されること。	
(農業生産法人が存在する地区)	
工事完了時に農業生産法人が特定農業法人として農用地利用規定に定められるとともに、経営所得安定対策加入者となること。	

※用語説明

担い手…次に定める基準を満たす農業者または農業者を組織する団体

- (1) 農業者(農業生産法人含む。)の場合(工事完了までに認定農業者になることが必要)

次のいずれかを満たすこと。

①認定農業者であること。

②ハード完了時経営面積 3.5ha 以上となり、目標年度までに認定農業者となることが確実と見込まれること。

- (2) 生産組織の場合(目標年度までに法人化が必要)

次のすべてを満たすこと。

①規約が制定されていること。

②工事完了時オペレーターの作業面積 3.5ha 以上となること。

③目標年度までに法人となり認定農業者となることが確実と見込まれること。

- (3) 集落営農の場合(法人化計画作成し5年以内の法人化が必要)

次のいずれかを満たすこと。

①特定農業団体となること。

②定款規約が制定され、経理の一元化、5年以内に法人化＋区域内の用地2/3以上集積すること。

- (4) 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)に位置付けられた地域の中心となる経営体

集積率…担い手に農作業を委託あるいは農地を貸し出した(集めた)率(割合)のこと。

集約化…担い手が作業しやすいように、1ha 以上で面的に集積されたもの

促進費…担い手に農地を集積、集約化することにより、事業費の最大10%(5%)が交付される制度のこと。

最大の10%(5%)交付を受けるためには、担い手に85%以上の集積を図りつつ、集積した農地の80%を集約化する必要がある。

問い合わせ先

県南広域振興局農村整備室農村計画課 (電話 35-8441)

農地林務課 農村整備係 (電話 34-1762)

働きやすい農地にしたい（２）

○小規模な基盤整備事業

Q. 事業の目的は？

いきいき農村基盤整備事業

国庫補助事業による基盤整備の対象とならない小規模地区を対象に、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備により農作業の効率化や耕作放棄の防止等を図ります。

Q. 対象者は？

農業法人、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区等

Q. 対象工種、補助率・負担割合は？

区分	工種	補助率等	備考
定額補助	(1) 田畑の区画拡大	10 万円/10a (20 万円/10a)	()は水路の変更（管水路化等）を伴う場合
	(2) 暗渠排水	15 万円/10a	
	(3) 湧水処理	15 万円/100m	
	(4) 畑地かんがい施設	20 万円/10a (30 万円/10a)	()は樹園地の場合
	(5) 客土	10 万円/10a	層厚 10cm 以上
	(6) 石礫除去	20 万円/10a	深度 30cm 以上
	(7) 耕作放棄防止（※1）	2 万円/10a 2.5 万円/10a	農地の障害物除去、整地 障害物除去等がなされた農地における土壌改良
定率補助	(8) 耕作道	事業費の 50%（中山間 55%）	耕作道（敷砂利）の新設、拡幅、補修
	(9) 農業用排水施設	事業費の 50%（中山間 55%）	農業用排水施設の新設、廃止又は変更
	(10) 土層改良	事業費の 50%（中山間 55%）	客土、混層耕、徐礫、心土破碎及び土壌改良
	(11) 特認事業	事業費の 50%（中山間 55%）	知事が特に必要と認めるもの

Q. 補助を受けるための要件は？

- ① 農振農用地であること
- ② 事業費が50万円以上200万円未満(※1は下限値を設けません)
- ③ 受益者数が農業者2者以上
- ④ いきいき農村基盤整備計画の作成
- ⑤ 平地地域においては①～④の他に、次のいずれかの要件を満たすこと。(※1を除く)
 - (ア)農地の高度化利用(高収益作物の導入等)を図ること
 - (イ)農地中間管理機構又は、地域農業マスタープランの中心経営体による農地集積の推進を図ること。
- ⑥ 耕作放棄防止においては①～④の他に、次の全ての要件を満たすこと。
 - (ア)農地法第32条第1項に規定する遊休農地(1号、2号)又は、これに相当する農地であること。
 - (イ)事業完了後、5年以上耕作することが確実な農地であること。

問い合わせ先

県南広域振興局農村整備室農村計画課 (電話 35-8441)

農地林務課 農村保全係 (電話 34-1764)

農地や水路、農道等の保全管理をしたい

○多面的機能支払交付金（日本型直接支払制度1号事業）

Q. 事業の目的は？

農地法面の草刈りや水路の泥上げ、農道の砂利敷き等の保全管理活動に取り組む組織を支援します。（地域の共同活動支援）

Q. 対象者は？

農業振興地域内の農用地等で、要件に該当する取組を行う活動組織

Q. 補助内訳は？

【交付単価（10a 当たり）】

地目	①農地維持支払 交付金	②資源向上支払 （共同活動）交付金 【※1、2】	③資源向上支払 （長寿命化）交付金 【※3、4】	① + ②	①+②+③ 【※5】
田	3,000 円	2,400 円	4,400 円以内	5,400 円	9,200 円以内
畑	2,000 円	1,440 円	2,000 円以内	3,440 円	5,080 円以内
草地	250 円	240 円	400 円以内	490 円	830 円以内

※1 従前の制度（農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払）の取組を含め、5年間以上継続している農用地については、単価は 0.75 を乗じた額となります。

※2 多面的機能の増進を図る活動（注）に取り組めない場合は、単価は 5/6 を乗じた額となります。
（注：防災・減災力の強化等）

※3 国の予算の範囲内での交付となります。

※4 広域活動組織の規模を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価は 5/6 を乗じた額となります。

※5 ②と③を一緒に取り組む場合は②の単価は 0.75 を乗じた額となります。

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

資源向上支払（共同活動）における「多面的機能の増進を図る活動」の取組数を、下記の条件で増やす場合は加算対象となります。（活動計画期内の適用）

【加算単価（10a 当たり）】

地目	資源向上支払（共同活動）交付金
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

<条件>

- ・前年度までの取組数を1個以上増加させる場合
- または
- ・新たに多面的機能の増進活動に取り組む場合は2個以上取り組む場合

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

・取組を5年間以上実施した地区又は長寿命化のための活動に取り組む場合は 0.75 を乗じた額となります。

② 農村協働力の深化に向けた活動への支援

①の加算を取り組んだうえで、構成員のうち、非農業者が占める割合が4割以上かつ実践活動に構成員の8割(役員に女性が2名以上参画している場合は6割)以上が毎年度参加する場合は加算対象となります。

【加算単価(10a 当たり)】

地目	資源向上支払(共同活動)交付金
田	400 円
畑	240 円
草地	40 円

※従前の減額措置の条件は継続されますので、加算単価の算定には注意してください。

・取組を5年間以上実施した地区又は長寿命化のための活動に取り組む場合は 0.75 を乗じた額となります。

Q. 具体的な内容は？

取組内容に応じて、①農地維持支払交付金、②資源向上支払(共同活動)交付金、③資源向上支払(長寿命化)交付金の3種類の交付金を受け取ることができます。

各交付金の活用内容は以下のとおりです。

◆農地維持支払交付金

①多面的機能を支える協働活動を支援

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成等
- ・鳥獣防護柵の下草刈りや簡易補修等

◆資源向上支払交付金

地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援

②共同活動

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・植栽による景観形成、ビオトープづくり等
- ・鳥獣防護柵の補修・設置等

③長寿命化

- ・水路の更新や、未舗装農道の舗装等の施設の長寿命化のための活動

問い合わせ先

農地林務課 農村保全係 (電話 34-1764)

中山間地域の農地を維持したい

○中山間地域等直接支払交付金（日本型直接支払制度2号事業）

Q. 事業の目的は？

農業生産条件の不利な中山間地域で、農用地を維持・管理する活動に取り組む組織等を支援します。（条件不利地の農業生産活動支援）

Q. 対象者は？

集落等を単位とする協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等

Q. 対象農地は？

下記の条件を満たした農用地に限ります。

●対象地域

水沢（姉体地区・羽田地区・黒石地区）、江刺、前沢（前沢地区・生母地区）、胆沢、衣川の農振地域

●対象農用地（次の①～④のいずれかに該当すること。）

- ①急傾斜地（田：1/20以上、畑・草地・採草放牧地：15度以上）
- ②緩傾斜地（田：1/100以上1/20未満、畑・草地・採草牧草地：8度以上15度未満）
- ③小区画・不整形な田
- ④高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地

Q. 補助内訳は？

単価

（ア）農業生産活動等を継続するための活動 ＝ 基礎単価（アのみだと単価の8割）

（イ）体制整備のための前向きな活動 ＝ 体制整備単価

交付単価（10a 当たり）

地目	区分	（ア）+（イ）の単価	（ア）のみの単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000円	16,800円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000円	6,400円
畑	急傾斜（15度以上）	11,500円	9,200円
	緩傾斜（8度以上）	3,500円	2,800円
草地	急傾斜（15度以上）	10,500円	8,400円
	緩傾斜（8度以上）	3,000円	2,400円
採草牧草地	急傾斜（15度以上）	1,000円	800円
	緩傾斜（8度以上）	300円	240円

※小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地は、緩傾斜の単価と同額になります。

Q. 具体的な内容は？

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組みです。

交付金は、協定参加者の話し合いにより地域の実情に応じた使途に活用できます。

■単価の条件について

協定に定める活動が、（ア）のみの場合は交付単価の表（ア）のみの単価により、（ア）に加え（イ）の取組を行う場合は、（ア）+（イ）の単価により交付されます。

（ア）農業生産活動等を継続するための活動

▽農業生産活動等（例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動）

▽多面的機能を増進する活動（例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護）

（イ）体制整備のための前向きな活動

▽集落戦略の作成

◎協定農用地の将来像や現状、対策の方向性、具体的な対策に向けた検討を行い、今後の対策の具体的内容やスケジュール等をまとめたもの

◎上記戦略に必要となる地図の作成

- ・農業者の年齢階層別の就農状況、後継者の確保状況が把握できるもの
- ・水路や農道等の補修が必要となる範囲又は位置がわかるもの
- ・農作業の共同化又は受委託が必要となる範囲がわかるもの
- ・その他将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項がわかるもの等

▽上記に記載した活動の実践

■加算措置について

上記活動に加え、地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。

①棚田地域振興活動加算 〔田及び畑：10,000 円/10a（超急傾斜農地は 14,000 円/10a）〕

棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田：1/20 以上、畑 15 度以上）の保全と地域の振興を図る取組を行う場合に該当の農用地面積に加算します。

※加算を受ける場合は国の指定棚田地域の指定・活動計画の認定を受ける必要があります。

②超急傾斜農地保管理加算 〔田及び畑：6,000 円/10a〕

急傾斜地よりも急な傾斜地（田：1/10 以上、畑：20 度以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算します。

③集落協定広域化加算 〔地目にかかわらず 3,000 円/10a（上限 200 万円）〕

複数集落（2集落以上）が連携して広域の協定を締結し、主導的な役割を担う人材を確保して将来の集落維持に向けた活動を行う場合、協定内の農用地全体に加算します。

④集落機能強化加算 〔地目にかかわらず 3,000 円/10a（上限 200 万円）〕

新たな人材の確保や営農以外の組織との連携体制の構築等集落機能を強化する取り組みを行う場合、協定内の農用地全体に加算します。

⑤生産性向上加算 〔地目にかかわらず 3,000 円/10a（上限 200 万円）〕

農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取り組みを行う場合、協定内の農用地全体に加算します。

問い合わせ先

農地林務課 農村保全係（電話 34-1764）

環境にやさしい農業に取り組みたい

○環境保全型農業直接支払交付金（日本型直接支払制度3号事業）

Q. 事業の目的は？

化学肥料や化学合成農薬をなるべく使わず、環境にやさしい農業を実践する取組を支援します。（環境保全に効果の高い営農活動支援）

Q. 対象者は？

複数の農業者等で構成される任意団体、または一定の条件を満たす農業者等

Q. 対象地域は？

農業振興地域内の農地

Q. 対象となる農業者とは？

以下の3つを行う農業者となります。

- ◆販売目的で生産する。
- ◆みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産を実施する。（交付条件参照）
- ◆環境保全型農業の普及を図るための推進活動を実施する。（交付条件参照）

Q. 交付条件は？

以下の3つを行うことが条件となります。

①みどりのチェックシートによる持続可能な農業生産を実施する。

▽持続可能な農業生産活動に関する研修を受講する必要があります。（以下のいずれか）

- ・地方公共団体が主催する対面研修
- ・農林水産省が提供するオンライン研修

※受講証等、指導・研修を受けたことが確認できるものを提出する必要があります。

▽みどりのチェックシートに定められた持続可能な農業生産を実施します。

▽みどりのチェックシートを提出します。

※各取組を行ったことを証明する書類を記録保管する必要があります。

②推進活動を実施する。

自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上、理解増進や普及、生産された農産物の販売促進に関する活動等、1つ以上実施する必要があります。

③化学肥料や化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と併せて、地球温暖化防止(※1)や生物多様性保全(※2)等に効果の高い営農活動に取り組む。

補助内訳に記載の対象取組から、全国共通または地域特認の取組を選択して実施する必要があります。

※1地球温暖化防止効果…「堆肥」や「カバークロップ」を用いて土づくりを行うことや、「有機農業」を行うことにより、一般的な農法に比べて農地の土壌中に有機炭素がより多くたまり、大気中へのCO₂の排出量の削減につながります。

※2生物多様性保全効果…化学肥料や農薬を使用しない「有機農業」や、冬期に水田に水を張る「冬期湛水」によって、さまざまな生きものが育つ環境づくりにつながります。

Q. 補助内訳は？

交付単価(10a 当たり)

区分	取組内容	交付単価【※1】
全国 共通	有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)	12,000 円
	上記取組で、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合【※2】	14,000 円
	有機農業(そば等雑穀、飼料作物)	3,000 円
	堆肥の施用	4,400 円
	カバークロップ	6,000 円
	リビングマルチ	5,400 円
	リビングマルチ(うち、小麦・大麦・イタリアングラス)	3,200 円
	草生栽培	5,000 円
	不耕起播種	3,000 円
	長期中干し、秋耕	800 円
地域 特認	メダカ等魚類を保護する管理	3,000 円
	冬期湛水 (畔補強の実施、有機質肥料の施用)	8,000 円
	冬期湛水 (畔補強等の未実施、有機質肥料の施用)	7,000 円
	冬期湛水 (畔補強の実施、有機質肥料の未施用)	5,000 円
	冬期湛水 (畔補強の未実施、有機質肥料の未施用)	4,000 円
	IPMと組み合わせた畦畔除草管理及び秋耕、長期中干し	4,000 円
	IPMと組み合わせた交信攪乱剤による害虫防除 (りんご)	8,000 円
取組拡大 加算	有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ、定着に向けた技術指導等の活動【※3】	4,000 円

- ※1 国の予算の範囲内での交付となります。
- ※2 土壌診断を実施した上で、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施する必要があります。
- ※3 指導等を行う農業者と指導を受ける農業者の双方が、申請年度内に有機農業の取組（そば等雑穀、飼料作物以外の取組に限る）を実施する必要があります。

用語解説

▽有機農業

化学肥料及び化学合成農薬を一切使わない取組

※国際水準の有機農業を実施していること。（有機JAS認証取得を求めるものではありません。）

▽堆肥の施用

C/N比(有機物に含まれる炭素と窒素の比率)が10以上の堆肥(鶏ふんを除く。)を栽培期間の前後のいずれかに施用する取組

▽カバークロップ

主作物の栽培期間の前後のいずれかにカバークロップ(緑肥)を作付けする取組。標準播種量以上の種子を播種し、子実等の収穫を行わず作物体すべてを土壌にすきこむ。

▽リビングマルチ

作物の畝間に麦類・牧草を作付する取組。全量を土壌にすきこむ。

▽草生栽培

園地に麦類や牧草等を作付する取組。子実の収穫を行わず、作物体すべてを土壌にすきこむ。

▽不耕起播種

耕起をせずに播種を行う取組。

▽冬期湛水

積雪期間を除く連続した2か月以上の湛水期間を確保し、適切な取水措置及び漏水防止措置を講じる取組。

▽IPM(総合的病虫害・雑草管理)

農薬により病虫害を死滅させたり、薬剤を定期的に散布すると環境に負荷がかかるため、病虫害が発生しにくいように、農地の周辺の草刈を行う等の予防を行う取組。病虫害が発生した場合は状況を把握し、防除が必要かを把握する。また、防除を行う場合は、経済的な被害が生じないレベルで必要最低限行う。

問い合わせ先

農地林務課 農村保全係（電話 34-1764）

新たに農業を始めたい

〇いわてニューファーマー支援事業

Q. 事業の目的は？

次世代を担う農業者となることを志す方を支援する事業です。

市では、奥州農業改良普及センター等の関係機関と協力して胆江地方ニューファーマーを募集し、新たに農業を始める方を支援しています。

Q. 対象者は？

新たに農業を始めることを希望する方、農業を始めるために研修を希望する方。

Q. 具体的な内容は？

●就農を思い立ったら・・・

まずは奥州農業改良普及センターまたは奥州市農政課農政係や農協の担当へ相談してください。

胆江管内では毎月第2木曜日に就農相談の日を設定し、市の就農担当や農業改良普及センター、農協の営農担当や技術担当同席のもと、相談対応しています。農業経営を始めるまでの流れの説明や、農業を始めるにあたって活用可能な補助事業の紹介等を行います。

●どんな補助が受けられる？

①就農準備資金

研修期間中に年間 150 万円(最長2年間)の資金を交付する制度

②経営開始資金

農業経営を開始した方へ年間 150 万円(最長3年間)の資金を交付する制度

③経営発展支援事業

農業経営を開始した方へ機械・施設等の購入費の 3/4(上限 750 万円)を補助する制度

④青年等就農資金

認定新規就農者を応援する無利子の融資制度。幅広い用途に活用可能で、上限は 3700 万円

※事業の詳細な要件等は市の新規就農ホームページをご覧ください。

他にも農地や移住に関してのサポートも受けることができます。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

農政課 農政係 (電話 34-1582)

農業の経営継承を進めたい

○経営継承・発展等支援事業

Q. 事業の目的は？

農業者の一層の高齢化と減少が急速に進むことが見込まれる中、将来にわたって地域の農地利用等を担う経営体を確保するため、実質化された人・農地プランに基づき、国と地方が一体となって、家族農業経営を始めとする担い手の経営を継承し発展させる取組を支援します。

Q. 対象者は？

地域の中心経営体等（実質化された人・農地プランにより位置づけられる者。畜産経営を含む。）の後継者

Q. 事業内容は？

地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行うこと。

Q. 補助額は？

100 万円が上限（国、市がそれぞれ 1/2 を負担）。

※随時、国から具体的な取組内容等が示されてから募集等を行う予定です。（令和5年3月時点）

問い合わせ先

農政課 農政係（電話 34-1582）

集落営農を活性化したい

○集落営農活性化プロジェクト促進事業

Q. 事業の目的は？

集落営農組織が、様々な経営課題を乗り越え、将来にわたって持続的に発展することができるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくりや若者等の雇用、高収益作物の試験栽培・販路開拓、共同利用機械等の導入など、地域の状況に応じた取組を総合的に支援します。

Q. 対象者は？

①集落営農組織

②集落営農組織が主たる構成員となった連携組織(集落間の広域連合、法人との連携等)

※「集落営農組織」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部について共同化・統一化に関する同意の下に営農している組織のこと(「農業用機械の共同所有のみ」「栽培協定又は用排水の管理のみ」の組織を除く)

【①及び②(構成員の集落営農組織を含む)等の要件】

- 規約・定款があること
- 集落営農組織が、実質化した人・農地プランに位置付けられていること、あるいは、地域計画の目標地図に位置付けられることが確実であること
- 取組主体が営農する地区において、計画申請までに地域計画の工程表が作成されていること、かつ年度内に地域計画の策定が確実と見込まれること

Q. 事業内容は？

➤ 支援対象となる取組及び補助率

取組の年次的な進捗に応じ、令和8年度までの取組みを支援(上限 1,000 万円)

取組内容	補助対象経費	補助率
1 集落ビジョンの策定 【必須】	ビジョン策定に係る経費	定額
2 継続的な発展のための体制の確立		
(1) 中核となる若者等の雇用	給料、各種手当、社会保険料等	定額(上限 100 万円/年、最大3年)
(2) 法人化	法人化に係る経費	定額(25 万円)
3 継続的な発展のための収益性の改善		
(1) 収益力の柱となる経営部門の確立	①高収益作物の試験栽培 ②加工品の試作 ③販路開拓 ④その他(収益力の向上につながる取組)	定額 ※①は1(最長)4年間で2作物(1作物当たり 30a 上限)まで対象
(2) 農業用機械等の導入	取得金額が 50 万円以上の農業用機械等(中古を含む)	1/2 以内

集落ビジョンには現状・課題、集落営農の活性化に向けた方針、実現を目指す最終年度(R8)の成果目標、年次的な取組計画等を記載します。

➤ 成果目標

以下の取組から2つ以上選択して設定

項目	内容(R8年度の目標)
1継続的な発展のための体制の確立	
(1)人材の確保	常時雇用者の増加
(2)人材の育成	雇用就農者のキャリアアップに向けた人材育成計画の策定
(3)円滑な世代交代	構成員等のうち、60歳以下の農業機械のオペレーターを増加させる。
(4)農地の集積	農地バンクを通じた利用権設定等(農作業の受託を含む。以下同じ。)の面積の拡大
(5)経営の高度化	法人化、就業規則の策定、複式簿記の導入又は GAP の導入
2継続的な発展のための収益性の改善	
(1)事業の周年化	周年作業体系の確立
(2)高収益作物等の導入・拡大	高収益作物や有機農産物の販売金額の増加
(3)加工品や直売等の導入・拡大	加工品や直売等の販売金額を増加
(4)農作業の省力化	基幹作業の労働時間の削減

問い合わせ先

農政課 農政係 (電話 34-1582)

農業経営の収入減少に備え、経営を安定化したい(1)

○経営所得安定対策 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

Q. 事業の目的は？

米及び畑作物の価格が下落し農業収入が減少した場合に、その収入を補てんする仕組みにより影響を緩和することを目的とした制度で、農家自身の拠出を伴う、農家経営に着目したセーフティーネットです。

Q. 対象者は？

認定農業者、集落営農(※)、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません。)

※集落営農については、以下の要件を満たしているものが対象となります。

- ①組織の規約(代表者・構成員・総会・農用地や農業用機械等の利用や管理に関する事項等が定められたもの)を有していること。
- ②対象作物の共同販売経理を実施していること。
- ③農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積について、市の判断を受けていること。

Q. 具体的な内容は？

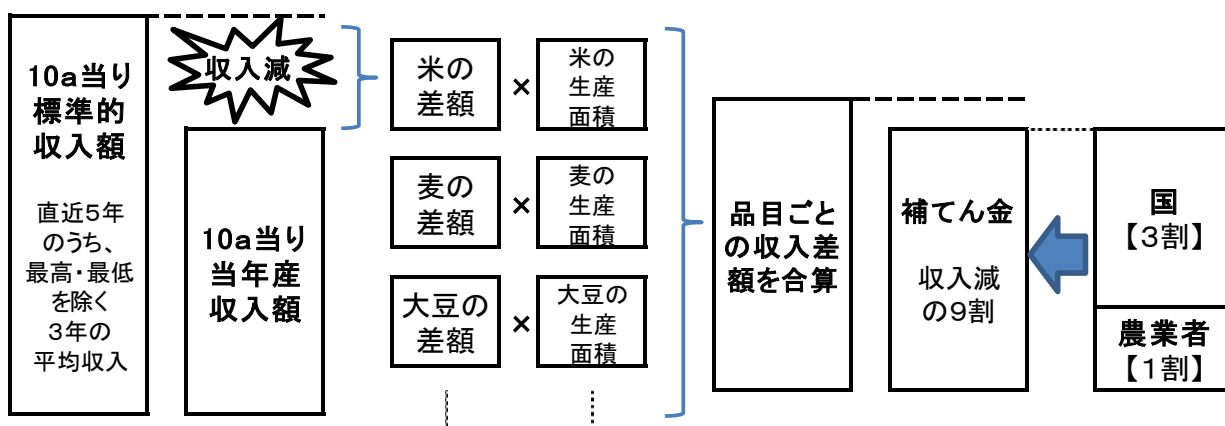
当年産の米、麦、大豆の収入額の合計が標準的収入額(※)を下回った場合に、減収額の9割が補てんされます。ただし、収入保険と同時に加入はできません。

※標準的収入額とは、直近5年間のうち最高収入額と最低収入額を除いた3年分の収入を平均した金額で、毎年、都道府県ごとに告示され、農林水産省HPでも公開されます。

$$\text{補てん(交付金)額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

補てんの財源は農業者と国が1対3の割合で負担するため、交付金を受けるには農業者からの拠出金が必要となります。補てん後の積立金の残額は翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。

＜都道府県ごとに算定＞



加入を希望する方は、申請期限である6月30日までに、奥州市農業再生協議会(事務局:市農政課)へ申請書を提出してください。

※米を生産する予定の場合、出荷・販売契約数量等報告書の提出も必要となります。

問い合わせ先

農政課 農産係 (電話 34-1583)

農業経営の収入減少に備え、経営を安定化したい(2)

○収入保険制度

Q. 事業の目的は？

品目の枠にとらわれず、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応できる制度です。

Q. 対象者は？

青色申告を行っている農業者

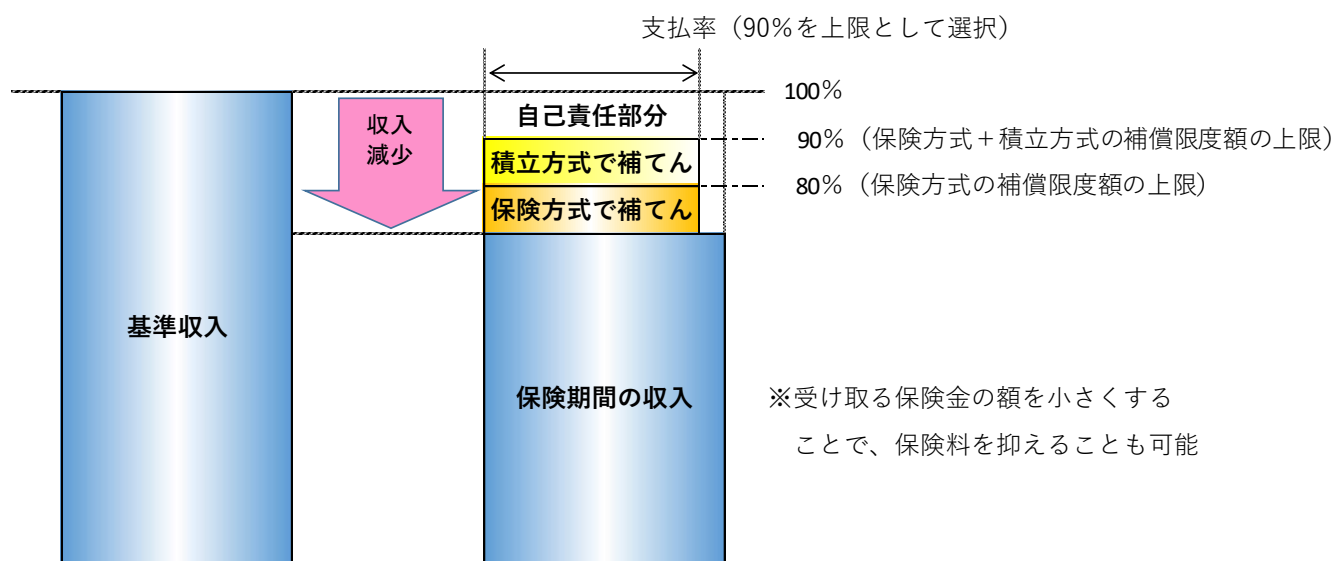
Q. 具体的な内容は？

○全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を保証。

○農業者ごとに基準収入の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填。

○保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助。

○保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資で対応。



過去5年間の平均収入

（5中5）を基本

規模拡大など、保険期間の

営農計画も考慮して設定

（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

※収入保険と、農業共済、ナラン対策、野菜価格安定制度等の類似制度とは選択加入制です。

問い合わせ先

NOSAI 岩手 県南基幹センター(25-6884)

農政課 農産係（電話 34-1583）

麦・大豆など畑作物を安定生産したい(1)

○経営所得安定対策 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

Q. 事業の目的は？

国産農産物(麦、大豆、そば、なたね等)の生産及び販売を行う農業者に対し、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を、国が直接交付し、諸外国との生産条件の格差を是正することを目的とした制度です。

Q. 対象者は？

認定農業者、集落営農(※)、認定新規就農者(いずれも規模要件はありません。)

※集落営農については、以下の要件を満たしているものが対象となります。

- ①組織の規約(代表者・構成員・総会・農用地や農業用機械等の利用や管理に関する事項等が定められたもの)を有していること。
- ②対象作物の共同販売経理を実施していること。
- ③農業経営の法人化及び地域における農地利用の集積について、市の判断を受けていること。

Q. 具体的な内容は？

支払方法は①数量払と②面積払の2つがあり、希望者には数量払いの内金として面積払が先払いされます。

※生産量と品質に応じて交付する数量払を基本として支払われます。

※営農を継続するために必要な最低限の額が、当年産の作付面積に応じて交付する面積払(営農継続支払)として支払われます。この面積払を受けた場合は、数量払交付時に面積払の交付額が差し引かれます。

※令和5年度から、消費税課税事業者・免税事業者により交付単価が変更となります。

※免税事業者向け単価申請者は確定申告書等の提出が必要です。

① 数量払: 令和5～7年産の平均交付単価

対象作物	平均交付単価		対象作物	平均交付単価	
	免税事業者	課税事業者		免税事業者	課税事業者
小麦(円/60kg)	6,340円	5,930円	てん菜(円/1t)	5,290円	5,070円
二条大麦 (円/50kg)	6,160円	5,810円	でん粉原料用 ばれいしょ(円/1t)	15,180円	14,280円
六条大麦 (円/50kg)	5,150円	4,850円	はだか麦 (円/60kg)	9,160円	8,630円
そば(円/45kg)	17,550円	16,720円	なたね(円/60kg)	8,130円	7,710円
大豆(円/60kg)	9,840円	9,430円			

②面積払: 20,000 円/10a(そばは、13,000 円/10a)

加入を希望する方は、申請期限である6月30日までに、奥州市農業再生協議会(事務局:市農政課)へ申請書を提出してください。

問い合わせ先

農政課 農産係 (電話 34-1583)

麦・大豆など畑作物を安定生産したい(2)

○経営所得安定対策 水田活用の直接支払交付金

Q. 事業の目的は？

国内の食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため、戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図るための交付金です。

Q. 対象者は？

対象作物を販売目的で作付する農業者

Q. 具体的な内容は？

1 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円／10a※1
WCS用稲	80,000円／10a
加工用米	20,000円／10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円／10a※2

※1 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は10,000円／10aで支援

※2 飼料用米の一般品種について、令和6年度は標準単価75,000円／10a(55,000円～95,000円／10a)。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価65,000円／10a(55,000円～75,000円／10a)

2 産地交付金

奥州市農業再生協議会において助成内容を設定しますが、東北農政局からの承認は6月以降となることから詳細はお問い合わせください。

加入を希望する方は、申請期限である6月30日までに、奥州市農業再生協議会(事務局:市農政課)へ申請書を提出してください。

問い合わせ先

農政課 農産係 (電話 34-1583)

野菜等を安定的に生産したい

○産地づくり推進事業

Q. 事業の目的は？

野菜等の農産物を安定的に生産、供給するとともに、さらなる産地拡大を推進するため、岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合が実施する次の事業に対して支援を行います。

Q. 対象者は？

農業者・農業者団体など

Q. 補助率は？

対象品目により異なります。

詳しくは各農業協同組合にお問い合わせください。

Q. 具体的な内容は？

① 野菜振興対策事業

重点推進する品目について反収や品質の向上を図るため、優良種苗及び資材等の導入に係る経費の一部を助成します。

② 花卉振興対策事業

りんどう、小菊の反収や品質の向上を図るため、優良種苗及び資材等の導入や、優良品種の開発と展示圃設置に係る経費の一部を助成します。

③ 果樹振興対策事業

りんごの反収や品質の向上を図るため、優良種苗の導入に係る経費の一部を助成します。

Q. 手続きは？

岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合が事業主体となり、市に対して補助金交付申請を行いますので、対象の方は、各農業協同組合に申請してください。

問い合わせ先

農政課 農産係（電話 34-1583）

新たな園芸作物に挑戦したい

○先進的農作物導入支援事業

Q. 事業の目的は？

今後の奥州市を代表するような農作物の産地化や地域農業の多角化を目的として、先進的な野菜や果樹といった園芸作物の作付や先駆的な栽培方法を市内で実施しようとする取り組みに係る導入費用について支援を行います。

Q. 対象者は？

市内に住所を有する個人又は市内に主たる事業所等を有する法人若しくは団体で、市内で補助対象作物の作付を実施する方

Q. 具体的な内容は？

【補助要件】

- ・市内で作付がない又は定着しておらず、将来的に所得の増加に繋がる野菜や果樹の作付に取り組むこと、又は市内で実践されていない園芸に係る栽培技術に取り組むこと。
- ・取り組む品目の作付面積が原則 10a以上 であること。
- ・野菜は3年間、果樹は5年間、その品目の作付を継続する計画があること。
- ・事業実施年度の翌年度から5年間、取り組んだ品目の作付状況報告を行うこと。

【補助対象経費】

先進的な野菜や果樹の作付や先駆的な栽培方法の実践に係る経費のうち、種苗費、肥料費、農薬費、諸材料費、研修費、地代・賃借料の全額を補助します。(一部補助制限あり)

作付品目が野菜の場合は 250 万円、果樹の場合は 120 万円が上限。

【審査】

関係機関、有識者等で構成する審査委員会において、提案内容を総合的に評価・審査し、採択事業を選定します。

Q. 手続きは？

毎年秋頃に翌年度の事業募集を行うほか、状況に応じて追加募集を実施することもあります。募集期間内に申請書類の提出が必要です。募集の情報は、市HPや担い手通信でお知らせします。事業内容や申請に係るご相談につきましては、随時ご連絡ください。

問い合わせ先

農政課 農産係（電話 34-1583）

「江刺りんご」の品質・生産量を向上させたい

○江刺りんごパワーアップ事業

Q. 事業の目的は？

奥州市の農産物ブランドである「江刺りんご」の安定的な生産、供給を推進するために定めた「江刺りんごパワーアップ事業補助金実施基準」に基づき、江刺りんごの生産振興及び品質改善を行うための対策に係る経費を補助します。

Q. 対象者は？

岩手江刺農業協同組合りんご部会、江刺地域内に事務所を置くりんご生産組合等及びこれらに所属する生産者

Q. 具体的な内容は？

○花粉交配用昆虫導入助成事業

花粉交配用昆虫(ミツバチ、マメコバチ等)またはその巣箱を購入する場合、対象経費の1/3以内の額を補助します。

○苗木購入助成事業

江刺果樹産地協議会が推奨する苗木及び台木を購入する場合、対象経費の1/2以内の額を補助します。

○技術研究事業

品質・生産量の向上や労働力低減等のための技術を研修・実証する場合、対象経費の1/2以内の額を補助します。

○排水対策事業

湿害により生産量が低下している園地の一部において暗渠排水工事を実施する場合の経費に対し、10a当たり80,000円を上限に補助します。施工単位は10a単位とします。

○改植支援事業

江刺果樹産地協議会が推奨する品種を改植(1園地当たり1a以上)する場合の経費に対し、1a当たり15,000円に改植面積を乗じて得た額を植栽年度で補助します。

Q. 手続きは？

岩手江刺農業協同組合が事業主体となり、市に対して補助金交付申請を行いますので、対象の方は、岩手江刺農業協同組合に申請してください。

問い合わせ先

農政課 農産係 (電話 34-1583)

畜産経営を拡大したい

○畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産クラスター事業)

Q. 事業の目的は？

地域の関係者が連携し、地域全体で収益性向上を図る「畜産クラスター(※)計画」を実現するため、施設整備や機械リース整備を支援します。

※畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のことです。

Q. 対象者は？

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的経営体(地域の畜産農家)

Q. 補助率は？

整備費用の1/2以内

Q. 具体的な内容は？

畜舎等の整備を支援する「施設整備事業」、機械リース整備を支援する「機械導入事業」、肉用牛・乳用牛の導入を支援する「生産基盤拡大加速化事業」の3つがあります。

	施設整備事業	機械導入事業	生産基盤拡大加速化事業	
			肉用牛	乳用牛
事業内容	中心的な畜産経営体の施設整備の支援	中心的経営体の機械リース整備を支援	肉用牛、乳用牛の増頭に要した経費に奨励金を交付	
対象例	畜舎、堆肥舎等	ホールクロップ収穫機、ロールベアラー等	肉用牛繁殖雌牛導入による増頭	乳用牛初任牛導入による増頭
補助率	整備費用の1/2以内		24.6～17.5 千円/1頭	27.5 千円/1頭

Q. 手続きはどうするの？

畜産クラスター事業に取り組むためには、畜産クラスター協議会へ加入する必要があるため、畜産クラスター事務局である各農業協同組合で手続きしてください。

問い合わせ先

農政課 畜産係 (電話 34-1581)

優良な素牛を導入または自家保留したい

○奥州市畜産振興対策事業

Q. 事業の目的は？

畜産生産基盤の強化、市内ブランド牛の普及拡大、地元市場の活性化等を図るために市内畜産農家に対して、繁殖素牛の導入または自家保留、肥育素牛の導入を支援します。

Q. 対象者は？

市内に住所を有する畜産農家で、岩手ふるさと農協または岩手江刺農協の組合員

Q. 具体的な内容は？

【繁殖素牛の自家保留または導入】

■内容

各農協の事業計画に基づいて、岩手県基幹種雄牛の産子を導入または自家保留する場合に要する経費の一部を補助します。

■補助率

対象経費の10%（1頭当たり上限6万円）

さらに、導入または自家保留したことにより飼養頭数が増頭になる場合は、補助金額に4万円が加算されます。

【肥育素牛の導入】

■内容

各農協の事業計画に基づいて、市内産の岩手県有種雄牛の産子を導入する場合に要する経費の一部を補助します。

■補助率

対象経費の7.5%（1頭当たり上限5万円）

Q. 手続きは？

生産者に代わって各農協が事業頭数等を取りまとめ、市に対して補助金交付申請を行います。

問い合わせ先

農政課 畜産係（電話 34-1581）

牧野に牛を預けたい

○牧野運営事業

Q. 事業の目的は？

肉用牛の預託体制により繁殖牛飼養農家の規模拡大を促し、「省力化」と「コスト低減」を図り、前沢牛・江刺牛のブランド牛の素牛の安定供給を図ります。

Q. 対象者は？

畜産農家

Q. 料金は？

(1日当たり)

胆沢牧野		月齢12か月未満	月齢12か月以上 18か月未満	月齢18か月以上
放牧	肉用牛	152円	204円	288円
	乳用牛	173円	225円	309円
飼養	肉用牛	611円		
	乳用牛			
種山高原牧野 阿原山牧場		月齢12か月未満	月齢12か月以上 18か月未満	月齢18か月以上
放牧	肉用牛	152円	204円	288円
	乳用牛	173円	225円	309円

Q. 具体的な内容は？

奥州市胆沢牧野、種山高原牧野、阿原山牧場では、5月から10月まで放牧預託事業を行っています。

胆沢牧野については、11月から4月まで飼養預託を行っており通年で利用可能です。

開牧日は、年毎の草地状況により異なります。

問い合わせ先

農政課 畜産係（電話 34-1581）

肉用羊を飼養したい

○奥州市肉用羊産地拡大支援事業

Q. 事業の目的は？

耕作放棄地の解消、農業所得の向上及び中山間地域等の振興を図るため、繁殖用の肉用羊の導入または自家保留、牧柵の導入を支援します。

Q. 対象者は？

市内に住所及び農地を所有する方

Q. 具体的な内容は？

【繁殖用肉用羊新規飼養事業】

■内容

新規に繁殖用の肉用羊の飼養を始める場合に要する経費の一部を補助します。

■補助額

- ・市内から導入する繁殖用の肉用羊1頭当たり1万円
- ・市外から導入する繁殖用の肉用羊1頭当たり2万円

【肉用羊繁殖基盤強化事業】

■内容

繁殖用の肉用羊の自家保留、市外から導入する場合に要する経費の一部を補助します。

※事業実施年度の4月1日時点での繁殖用の肉用羊の飼養頭数に対して、1頭以上増頭となる場合に限りです。

■補助額

- ・自家保留をする繁殖用の肉用羊1頭当たり1万円
- ・市外から導入する繁殖用の肉用羊1頭当たり2万円

【肉用羊用牧柵導入事業】

■内容

肉用羊を飼養するための牧柵を導入する場合に要する経費の一部を補助します。

■補助率

対象経費の3分の1以内の額(上限5万円)

問い合わせ先

農政課 畜産係（電話 34-1581）

農業用機械等を導入したい(1)

○強い農業づくり総合支援交付金・農地利用効率化等支援交付金 (旧事業:強い農業・担い手づくり総合支援交付金)

Q. 事業の目的は？

産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。また、地域農業者の減少や労働力不足等生産構造の急速な変化に対応するため生産事業モデルや農業支援サービス事業の育成を支援します。

Q. 対象者は？

経営規模の拡大や経営の複合化等に取り組む農業法人や農業団体、農業者等

Q. 補助率は？

対象事業費の4/10～1/2以内（※事業の目的や内容により区分されます。）

Q. 具体的な内容は？

売上高や経営規模の拡大等の成果目標を設定し、その達成に直結する取組が対象となります。

なお、同規模の買い替え(＝単純更新)や汎用性が高い機械等は対象となりません。

強い農業づくり総合支援交付金				
事業の目的	①産地基幹施設等支援タイプ 農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援します。	②卸売市場等支援タイプ 品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。	③生産事業モデル支援タイプ 安定的な生産・供給を実現しようとする生産事業モデルの育成を支援します。	④農業支援サービス事業支援タイプ 産地のニーズに合わせた農業支援サービス事業の提供、育成に必要な農業用機械の導入を支援します。
補助対象となる事業	穀類乾燥貯蔵施設等の産地基幹施設	卸売市場施設、共同物流拠点施設	推進事業(農業用機械、実証等) 整備事業(農業用施設)	農業用機械のシェアリングやデータ分析
補助率	1/2以内等	4/10以内等	定額、1/2以内	1/2以内
補助上限額	20億円等	20億円	推進事業 5,000万円 整備事業 20億円	1,500万円
農地利用効率化等支援交付金				
事業の目的	地域計画の目標地図に位置付けられる経営体等が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、生産の効率化に取り組む等の場合、必要な 農業用機械・施設の導入を支援 するものです。 ※広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を上げます(先進的農業経営確立支援タイプ)。			
補助対象となる事業	①トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得 ②乾燥調製施設(乾燥機)、集出荷施設(選果機)などの施設の取得 ③畦畔の除去、明きょ・暗きょ排水の整備などの農地等の改良			
補助対象となる事業費	50万円以上 ※機械等の導入にあたっては、融資を受ける必要があります			
補助上限額	300万円等 (先進的農業経営確立支援タイプ:個人1,000万円、法人1,500万円等)			

麦・大豆の生産技術向上事業、機械導入対策		
事業の目的	麦・大豆生産技術向上事業	
	麦・大豆生産技術向上事業	麦・大豆機械導入対策
	○生産性向上の推進 団地化の推進等に必要な話し合い、ほ場の簡易な改修・点検、ほ場地図のデジタル化等に要する費用を実費で支援します。 支援の上限額は地域の作付面積に応じて異なります。 50ha未満：100万円以内、 50～150ha：200万円以内、 150ha以上：300万円以内	○営農技術等の導入 生産性の向上に向けた技術や品種を導入する場合、その内容に応じて10,000円/10a以内で定額支援します。 営農技術導入のメニュー ①排水対策技術の導入 ②高度排水対策技術の導入 ③効率的播種技術の導入 ④先進技術の導入 ⑤土壌診断に基づく土づくり ⑥麦種に応じた最適な施肥の実施 ⑦需要に応じた品種転換 ⑧化学肥料の低減 ⑨化学農薬の低減 ⑩スマート農業技術の活用による生産の高度化・省力化 ⑪麦・大豆の新規作付け ⑫複数年契約の導入 ⑬農地の均平化 ⑭地域特認技術（定額）※都道府県で設定（岩手県では対象なし）
	○機械・施設の導入 生産拡大に必要な機械・施設の導入を支援します。 ※補助率は1/2以内、5,000万円未満の機械・施設の導入が支援対象となります。 ※ほ場で使用する機械に限り、10,000万円未満の機械が対象となりますが、その際の上限事業費は、当該機械ごとの受益面積1haにつき75万円となります。 ①生産性の向上のために必要なアタッチメント等の導入…ブロードキャスター、サブソイラー、ボトムプラウ等 ②生産の高度化・効率化に必要な機械・施設の導入…高速播種機、農業用ドローン、コンバイン、乾燥調製施設（乾燥機、色彩選別機）等 ③上記作業機械を牽引するために必要なトラクターの導入	
対象ほ場	水田・畑地	
対象作物	小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦、大豆	
対象者	農業者の組織する団体※、地域農業再生協議会等 ※受益農業従事者（原則年間150日以上）5名以上	

問い合わせ先

農政課 農産係（電話 34-1583）

農業用機械等を導入したい(2)

○産地生産基盤パワーアップ事業

Q. 事業の目的は？

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組で海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

Q. 対象者は？

農協、農業者団体等

Q. 補助率は？

事業実施に必要な機械や施設等の導入に対し、2分の1が上限
※事業内容により、定額補助の場合もあります。

Q. 具体的な内容は？

(1) 事業内容

新市場対応に向けた拠点事業者の育成や、農産物生産の高収益化及び生産基盤の強化等に向けて、以下のような事業を実施できます。

(事業内容の具体例)

- ・拠点事業者の貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備
- ・農業機械等導入及びリース導入

(2) 事業の採択要件

① 所定の成果目標を満たしていること ※実施する事業によって異なります

(成果目標の基準の例)

- ・販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減
- ・契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること
- ・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を100%
- ・労働生産性の10%以上の向上
- ・農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること

② 岩手県の定める事業実施方針と合致した内容であること

③ その他事業内容等により個別に定められている要件

問い合わせ先

農政課 農産係 (電話 34-1583)

農業用機械等を導入したい(3)

○地域農業計画実践支援事業(旧事業:いわて地域農業マスタープラン実践支援事業)

Q. 事業の目的は？

経営体の規模拡大や地域資源を活用した多角化の取組などに必要な機械・施設の整備等を支援します。

- (1) 担い手育成型…経営の高度化を図るために必要な機械・施設等の導入を支援
- (2) 地域資源活用型…地域で生産又は採取した農畜産物等を活用した食品の加工、流通、販売を一体的に取り組む場合に必要な機械、施設の導入を支援
- (3) リーディング経営体育成型…リーディング経営体の目標達成に必要な機械・施設等の導入を支援

Q. 対象者は？

個人、1戸1法人、3戸以上の農家で構成される法人や農協の部会、集落営農組織等が対象です。

組織の構成員が地域農業マスタープランに掲げられた中心経営体となっているか、または中心経営体で構成員の過半を占めている必要があります。

Q. 具体的な内容は？

主に園芸用管理機、防除機、定植機、収穫機、皮むき機、結束機、ビニールハウス、畜舎、堆肥舎等が対象です。

区分	1 担い手育成型		2 地域資源活用型	3 リーディング経営体育成型
対象品目	○園芸等:野菜、花き、果樹、工芸作物等 ○畜産:肉用牛、乳用牛、飼料作物	○土地利用型作物(水稻・麦・大豆・そば)	○地域で生産又は採取した農畜産物及び地域特産品	○園芸等、畜産、土地利用型作物、地域で生産又は採取した農畜産物及び地域特産品
事業実施主体(対象者)	①中心経営体である法人(中心経営体(認定農業者に限る。))のうち、3戸以上の農家で組織する法人及び農事組合法人) ②中心経営体等で組織する団体(3戸以上の農家で組織され、かつ、中心経営体(認定農業者等に限る。))が過半数を占める団体) ③農業協同組合の生産部会(農業協同組合内に組織された農業生産団体で、かつ、受益者が3戸以上であって、うち中心経営体(認定農業者等に限る。))が過半数を占めるもの)	①中心経営体である集落営農組織(中心経営体のうち、3戸以上の農家で組織された団体で、特定農業団体又は特定農業団体に準ずる組織) ②中心経営体である法人(中心経営体(認定農業者等に限る。))のうち、3戸以上の農家で組織する法人及び農事組合法人)	①中心経営体である法人(中心経営体(認定農業者等に限る。))のうち、3戸以上の農家で組織された法人及び農事組合法人)	次の要件を全て満たす者 ①中心経営体 ②認定農業者 ③経営理念、経営方針、経営戦略及び収支計画等を明文化した中長期の経営計画を作成した者

区分	1 担い手育成型			2 地域資源活用型	3 リーディング経営体育成型
事業実施主体（対象者）	④農業協同組合（貸付可） ⑤全国農業協同組合連合会岩手県本部（貸付可） 【GX】化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械を含む。【次頁の表2参照】	【GX】化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械に限る。【次頁の表2参照】	スマート農業機械に限り②も対象。 【次頁の表1参照】	②中心経営体を含む団体（3戸以上の農家等で組織され、かつ、中心経営体（認定農業者等に限る。）を含む団体）	
補助対象	①基盤整備、②生産管理用機械整備、③生産施設整備			流通・加工処理機械施設	担い手育成型及び地域資源活用型と同じ
補助率	1/2 （県 1/3、市町村 1/6）		3/10 （県 1/5、市町村 1/10）	1/2 （県 1/3、市町村 1/6）	
上限事業費	2,000 万円 （牛舎は 5,000 万円）		1,000 万円	2,000 万円	1,500 万円

【表1】スマート農業機械	【表2】化学肥料・化学農薬の使用量の低減に必要な機械
対象となる機械等の種類	対象となる機械等の種類
①農業用機械の自動操舵システム ②土壌センサー搭載型可変施肥田植機 ③農薬散布等用無人航空機（マルチコプターを含む） ④水田の高度水管理システム ⑤ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム	①可変施肥田植機 ②ほ場環境等に応じた生産管理最適化システム ③堆肥散布機（マニユアスプレッダー等） ④局所施肥機 ⑤自立走行式草刈機 ⑥水田抑草ロボット ⑦水田除草機 ⑧複合環境制御装置

問い合わせ先 農政課 農産係（電話 34-1583） 畜産係（電話 34-1581）

農業用機械等を導入したい(4)

○農業者融資事業(農業制度資金)

Q. 事業の目的は？

資金供給を通じて、意欲ある農業者の農業経営の改善と安定を図るための取組を支援します。

Q. 対象者は？

認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、農業を営む個人及び団体等

Q. 補助率は？

市や県等が利息を一部負担することで、通常よりも低利で借り入れることができます。貸付利率は資金、借入期間、時期等により異なります。

Q. 具体的な内容は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 各融資機関の融資審査を通ること。
- (2) 原則、事業実施前の申請であること。
- (3) 認定農業者もしくは認定新規就農者であること。(※一部資金のみ)

【資金別条件一覧】

			国の制度				市の制度
			農業近代化資金	農業経営基盤強化資金	農業経営改善促進資金	青年等就農資金	集落営農支援資金
対象者			農業者全般	認定農業者	認定農業者	認定新規就農者	集落営農組織
資金 使用 用途	設備	農地	△ ※1	×	×	×	×
		施設・機械等	○	○	×	×	○
	運転	家畜導入、果樹、 花卉の育成等	○	○	○	○	○
		農業資材ほか農業 経費	○	○	○	○	○
上限額			個人1,800万円 法人2億円	個人3億円 法人10億円	個人500万円※2 法人2,000万円※2	3,700万円	販売額×80%
貸付金利			0.55%～1.00% ※3	0.55～1.00% ※3	1.50% ※3	0%	0.475%
償還期限			15年以内	25年以内	単年度	17年以内	単年度
融資機関			農協、公庫、銀行等				岩手ふるさと農協 岩手江刺農協

※1…小規模な土地改良のみ可。 ※2…畜産、園芸についてはそれぞれ4倍の額。

※3…令和5年3月20日現在の貸付金利。償還期間等により金利が異なる場合があります。

※この他にも国や融資機関独自の制度資金があります。

詳細は、農協、公庫、銀行等の各金融機関にお問い合わせください。

問い合わせ先

農政課 農政係 (電話 34-1582)

農作物を鳥獣被害から守りたい

○鳥獣被害防止総合対策

Q. 事業の目的は？

有害鳥獣による農作物被害を防止するため、農作物被害状況の調査、奥州市鳥獣被害対策実施隊による捕獲活動、有害鳥獣捕獲用のわなの貸出し及び地域主体による被害防止対策の普及・拡大を推進します。また、電気柵の設置補助及び有害鳥獣捕獲の担い手確保について支援します。

Q. 農作物の被害があった場合は？

- ◆相談窓口 農地林務課農村保全係または各総合支所地域支援グループ
 - ・農作物被害報告
 - ・有害鳥獣の捕獲依頼
 - ・ハクビシン等捕獲用箱わなの貸出し

○電気柵設置事業補助金

Q. 事業の目的は？

ニホンジカやイノシシなどの有害鳥獣から農作物を守るため、農家が設置する電気柵の資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

Q. 対象者は？

農家 ※農家とは、業として農業、林業又は畜産業を営む個人

Q. 補助内訳は？

- ◆対象経費
 - 市内の農地などに設置する電気柵の資材費
 - ※販売用を対象にしておりますので、自家消費用の農地は対象外です。
- ◆補助率
 - 経費の2分の1以内(上限5万円、千円未満切り捨て)

○有害鳥獣捕獲担い手確保対策事業補助金

Q. 事業の目的は？

有害鳥獣捕獲の担い手である狩猟者を確保することを目的に、新たに狩猟免許(銃猟免許、わな猟免許)を取得し、有害鳥獣の捕獲に協力いただける方を対象に、取得経費を予算の範囲内で補助します。

Q. 対象者は？

市内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)新規に第1種狩猟免許を取得し、銃砲刀剣類所持許可証の交付を受けた者、又は新規にわな猟免許を取得した者
- (2)胆沢猟友会又は江刺猟友会に登録し、奥州市鳥獣被害対策実施隊の隊員としての要件を備えた時点で、有害鳥獣被害対策事業に従事できる者

Q. 補助内訳は？

◆対象経費及び補助率

対象経費	補助率(千円未満切り捨て)
狩猟免許の取得経費	経費の10分の10以内
猟銃等所持許可証の取得経費	経費の10分の10以内
狩猟者登録に必要な経費	経費の10分の10以内
猟銃などの購入経費	経費の2分の1以内(上限10万円)
わなの購入経費	経費の2分の1以内(上限5千円)

問い合わせ先 農地林務課 農村保全係 (電話 34-1764)

木を伐採したい

○伐採及び伐採後の造林の届出、伐採及び造林の状況報告

Q. 届出の目的は？

森林の伐採行為の実態を把握し、伐採後の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮するための適正な森林施業の実施や森林資源を把握する上で重要なことです。そのため、森林法に基づき、木を伐採する前に、伐採及び伐採後の造林の届出書を市に提出する必要があります。

なお、伐採後には、伐採に係る森林の状況報告書の提出が必要です。また、造林後（天然更新の場合、更新を確認した後）には、伐採後の造林に係る森林の状況報告書の提出が必要です。

Q. 対象者は？

県で定める地域森林計画対象民有林内において、立木を伐採する土地の所有者が届出対象者となります。伐採をする（権原を有する）者と、伐採後の造林の権原を有する者（＝主に森林所有者）が異なる場合は、連名による提出になります。

なお、地域森林計画対象民有林であっても、保安林や保安施設地区に指定されている場合や森林経営計画が立てられている森林において当該計画に定められている伐採をする場合には、別の手続きが必要となります。

Q. 具体的な内容は？

○伐採及び伐採後の造林の届出書

- (1) 届出者：森林所有者または森林所有者と伐採者の連名
- (2) 時期：伐採を始める90日から30日前まで
- (3) 届出内容：森林の所在場所、伐採計画、造林計画（用地転用の場合、その用途）

○伐採に係る森林の状況報告書

- (1) 報告者：伐採者
- (2) 時期：伐採を完了した日から30日以内
- (3) 届出内容：森林の所在場所、伐採の実施状況（用地転用の場合、備考欄にその旨記入）

○伐採後の造林に係る森林の状況報告書

- (1) 報告者：森林所有者（造林者）
- (2) 時期：造林を完了した日から30日以内
- (3) 届出内容：森林の所在場所、造林の実施状況

Q. 手続きは？

届出用紙に必要事項をご記入のうえ、必要書類を添えて担当課へご提出ください。届出用紙は市ホームページからダウンロードできます（担当課窓口でも交付しております）。

伐採予定箇所が地域森林計画対象民有林であるかの確認は、担当課にお問い合わせ願います。

問い合わせ先

農地林務課 林政国調係（電話 34-1763）

森林の土地を新たに取得した方へ

○森林の土地の所有者届出

Q. 届出の目的は？

森林資源の保全や森林生産力の増進を図る観点から、県又は市が伐採届等の諸制度を円滑に実施していくうえで、森林所有者を把握することは重要なことです。そのため、森林法に基づき、新たに森林の土地の所有者となった場合、市へ森林の土地の所有者届出書により報告する必要があります。

Q. 対象者は？

県で定める地域森林計画対象民有林において、相続等の事由により土地を新たに取得した方が届出対象者となります。

一方、一定面積以上の森林の土地の売買等の契約を行った場合には、国土利用計画法に基づく届出が必要となり、この届出をしたときは森林の土地の所有者届出は必要ありません。

なお、本制度に基づく森林の土地の所有者届出の行為によって、当該土地の所有権の帰属が確定されるものではないことにご留意ください。

Q. 具体的な内容は？

○森林の土地の所有者届出書

- (1) 届 出 者: 森林の土地を新たに取得した方
- (2) 時 期: 所有者となった日から90日以内
- (3) 届出内容: 前所有者の住所・氏名、新たに所有者となった年月日、所有権移転の原因、取得した土地の所在場所
- (4) 移転原因: 売買、相続、贈与、法人の合併や分割等

Q. 手続きは？

届出用紙に必要事項をご記入のうえ、登記事項証明書や土地の売買契約書などの届出の原因を証明する書面を添えて、担当課へご提出ください。届出用紙は市ホームページからダウンロードできます(担当課窓口でも交付しております)。

届出しようとする土地が地域森林計画対象民有林であるかの確認は、担当課にお問い合わせ願います。

問い合わせ先

農地林務課 林政国調係 (電話 34-1763)

地域の緑化につながる活動がしたい

○緑化振興事業補助金

Q. 事業の目的は？

緑化思想の普及啓発及び市内の緑化推進の一層の拡充を図るため、緑の活動を行う団体、組織等の活動に要する経費に対し、奥州市緑化振興協議会の予算の範囲内で助成を行います。

Q. 対象者は？

市内において次に掲げる緑化振興事業を行う団体、組織等が対象となります。緑の募金が原資となることから、地域の緑化振興につながる活動を行っていただきます。

- (1) 緑化推進事業
- (2) 造林等推進事業
- (3) 森林保護対策推進事業
- (4) 森林愛護少年団等育成事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、緑化振興に関し必要と認める事業

Q. 補助額は？

補助金の額は1件につき10万円を上限としております。ただし、会長(市長)が特に認めた場合はこの限りではありません。

Q. 具体的な内容は？

- (1) 緑化推進事業
例) 森林教室開催に係る講師謝金、事務運営費等
- (2) 造林等推進事業
例) 公園などの造林に係る苗木代等
- (3) 森林保護対策推進事業
例) 史跡等重要文化財付近の景観保護に係る森林整備等
- (4) 森林愛護少年団等育成事業
例) 街頭募金活動の事務運営費等

Q. 手続きは？

補助金の交付を希望する方は、補助金交付申請書及び事業計画書を協議会事務局へご提出ください。様式は市ホームページからダウンロードできます(事務局窓口でも交付しております)。

問い合わせ先

奥州市緑化振興協議会事務局
(農地林務課 林政国調係 (電話 34-1763))